

制限付一般競争入札を総合評価方式により実施する場合の低入札価格調査制度について

〔平成29年9月22日 石新港第470号〕

このことについて、「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて（平成15年1月1日）」で規定する失格判断基準を下記のとおり定め、平成29年10月1日以後に入札を行う工事から適用する。

記

1 失格判断基準関係

調査の実施に当たっての失格判断基準は、別紙「入札価格内訳書調査説明書」によることとし、石狩湾新港管理組合低入札価格審議委員会（以下「委員会」という。）は、別紙により失格判断基準額の合計と入札価格の確認調査で適否の判定を行うものとする。

なお、失格判断基準額を算定する失格判断基準率は、以下とする。

(1) 直接工事費	97%
(2) 共通仮設費	90%
(3) 現場管理費	90%
(4) 一般管理費等	55%

2 調査結果の承認関係

この場合の調査の進め方等は別添「調査実施フロー」のとおりとする。

〔総務部総務グループ〕

別紙

入札価格内訳書調査説明書

入札価格が、1に掲げるそれぞれの率を予定価格の積算内訳における各費用の額に乗じて得た額（以下「失格判断基準額」という。）の合計に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、調査対象者を失格と判断する。

1 各費用の額における失格判断基準率

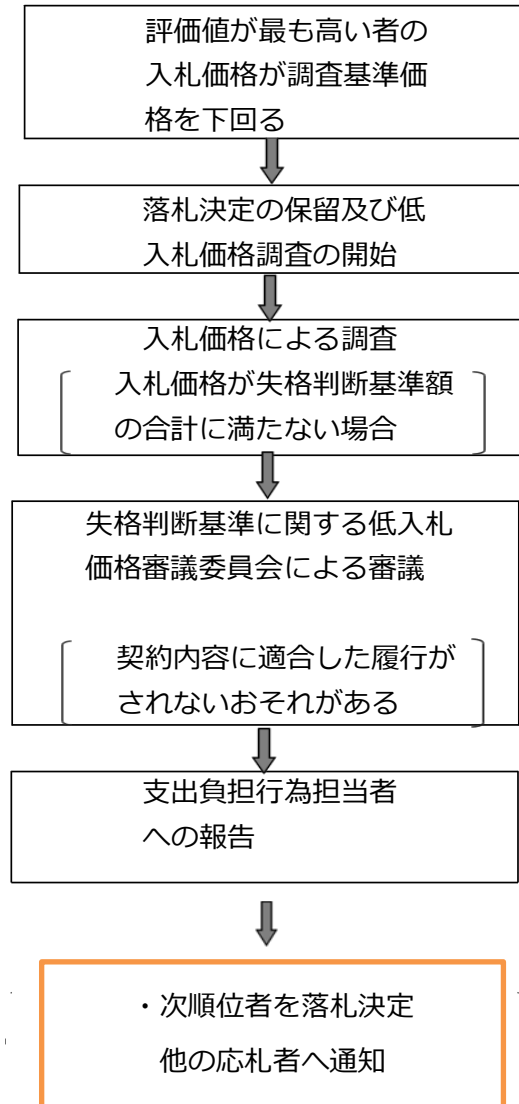
- (1) 直接工事費 97%
- (2) 共通仮設費 90%
- (3) 現場管理費 90%
- (4) 一般管理費等 55%

2 失格判断基準の調査表

	積算内訳価格（円）	失格判断基準額（円）	入札価格（円）
直接工事費			/
共通仮設費			
現場管理費			
一般管理費等			
合計			

別添

調査実施フロー



※ 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を開始する。